警報発令時の取り扱いについて

- 1 和歌山地方気象台より和歌山市に暴風警報または大雨警報が発令されているときは、次のように取り扱う。
 - ①午前6時現在警報が発令されているときは、生徒は登校をやめ家庭学習を して待機する。
 - ②午前10時までに解除されたときは、午後の授業を行う。 (但し、遠距離通学生は、担任に連絡して速やかに登校する。 この場合の扱いは、別途審議する。)
 - ③午前10時現在なお警報が解除されていないときは、終日家庭学習とする。
 - ④考査期間中の場合
 - (1)午前6時現在、和歌山市に暴風警報または大雨警報が発令されているとき、生徒は家庭学習とし、その日の考査を最終日の次の日に実施する。
 - (2)午前6時現在、(*)和歌山市を除く和歌山県北部に暴風警報または大雨警報が発令されているとき、その日の午前中の授業を行い、その日の考査は、最終日の次の日に実施する。

(*)和歌山市を除く和歌山県北部

紀北 岩出市 紀の川市 かつらぎ町 橋本市 九度山町 高野町 海南市 紀美野町 紀中 有田市 有田川町 湯浅町 由良町 広川町 日高川町

日高町 美浜町 御坊市 印南町 みなべ町

2 洪水警報だけの場合は平常通り授業を行う。但し、河川に大水が出て危険 な状況にある場合は、登校を見合わせ、その旨学校へ連絡すること。

なお、和歌山市外より通学している生徒については、その地域に警報が発令 された場合も同様に扱う。

- ◆必ず、市町村別の気象情報を確認すること
 - ・テレビ和歌山
 - NHK
 - ・気象庁 防災気象情報 (http://www.jma.go.jp/jp/warn/336.html)